

告示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる埼玉県指定天然記念物に、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

上欄	中欄	下欄
名称及び員数 川本町産出カルカロドン メガロドンの 歯群化石 七点	指定告示 平成十五年 三月十八日 埼玉県教委 告示第九号	名称及び員数 川本町産出カルカロドン メガロドンの 歯群化石 六十六点 軟骨・鱗化石一式
		名称及び員数 旧川本町中新統産出オトドウス メガロドン歯群化石 七十三点 附 軟骨・鱗化石一式